

広島県告示第四百八十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	名 称	社会福祉法人広島岳心会
	主たる事務所の所在地	呉市郷原町二三八〇番地一八一
障害福祉サービス事業を廃止した事業所	名 称	デイセンターのろさん
	所 在 地	呉市郷原町二三八〇番地一八一
廃止年月日		平成二十三年三月二二日